

## 第4号議案

亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年9月4日提出

亀岡市長 桂川孝裕

### 亀岡市税条例等の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第57条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第57条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条の2第11項を同条第13項とし、同条第10項の次に次の2項を加える。

1 1 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

1 2 法附則第 1 5 条第 4 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 2 9 年度」を「平成 3 2 年度」に改める。

( 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 )

第 2 条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例 ( 平成 2 6 年亀岡市条例第 1 6 号 ) の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 7 7 条及び新条例」を「亀岡市税条例第 7 7 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 7 7 条第 2 号ア (イ)	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
第 7 7 条第 2 号ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	7, 2 0 0 円
第 7 7 条第 2 号ア (ウ) b	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項	第 7 7 条	亀岡市税条例等の一部を改正する条例 ( 平成 2 6 年亀岡市条例第 1 6 号。以下この条において「平成 2 6 年改正条例」という。 ) 附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 7 7 条
附則第 1 6 条第 1 項の表第 2 号ア (イ) の項	第 2 号ア (イ)	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 7 7 条第 2 号ア (イ)
	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
附則第 1 6 条第 1 項の表第 2 号ア (ウ) a の項	第 2 号ア (ウ) a	平成 2 6 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 7 7 条第 2 号ア (ウ) a

	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
附則第16条第1項 の表第2号ア(ウ) b の項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6 条の規定により読み替えて適 用される第77条第2号ア (ウ) b
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第3条 亀岡市都市計画税条例(昭和32年亀岡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とする。

附則第12項中「附則第2項及び第4項」を「附則第4項及び第6項」に、「附則第2項及び第5項」を「附則第4項及び第7項」に、「附則第3項、第5項及び第6項」を「附則第5項、第7項及び第8項」に、「附則第5項から第7項まで」を「附則第7項から第9項まで」に、「附則第7項」を「附則第9項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第9項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第11項を附則第13項とし、附則第7項から第10項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第6項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項中「附則第2項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第3項を附則第5項とし、附則第2項を附則第4項とし、附則第1項の次に次の2項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割

合は2分の1とする。

(法附則第15条第45項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中亀岡市税条例附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(2) 第2条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の亀岡市税条例(以下「新市税条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新市税条例第57条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 この条例による改正後の亀岡市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 亀岡市税条例等の一部を改正する条例案要綱

- 1 地方税法等の改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正すること。
  - (1) 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、地方税法に定める割合を参酌して、特例割合を2分の1とすること。
  - (2) 企業主導型保育事業に係る保育施設の用に供する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、地方税法に定める割合を参酌して、特例割合を2分の1とすること。
  - (3) 都市緑地法に規定する市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、地方税法に定める割合を参酌して、特例割合を3分の2とすること。
  - (4) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を平成33年度（現行：平成30年度）まで3年延長すること。
  - (5) 優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を平成32年度（現行：平成29年度）まで3年延長すること。
  - (6) 控除対象配偶者の定義の変更に伴い、用語を改めること。
  - (7) 軽自動車税の種別割導入時の経過措置の読替規定の整備を図ること。
- 2 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1の(6)の改正は平成31年1月1日から、1の(7)の改正規定は平成31年10月1日から施行すること。